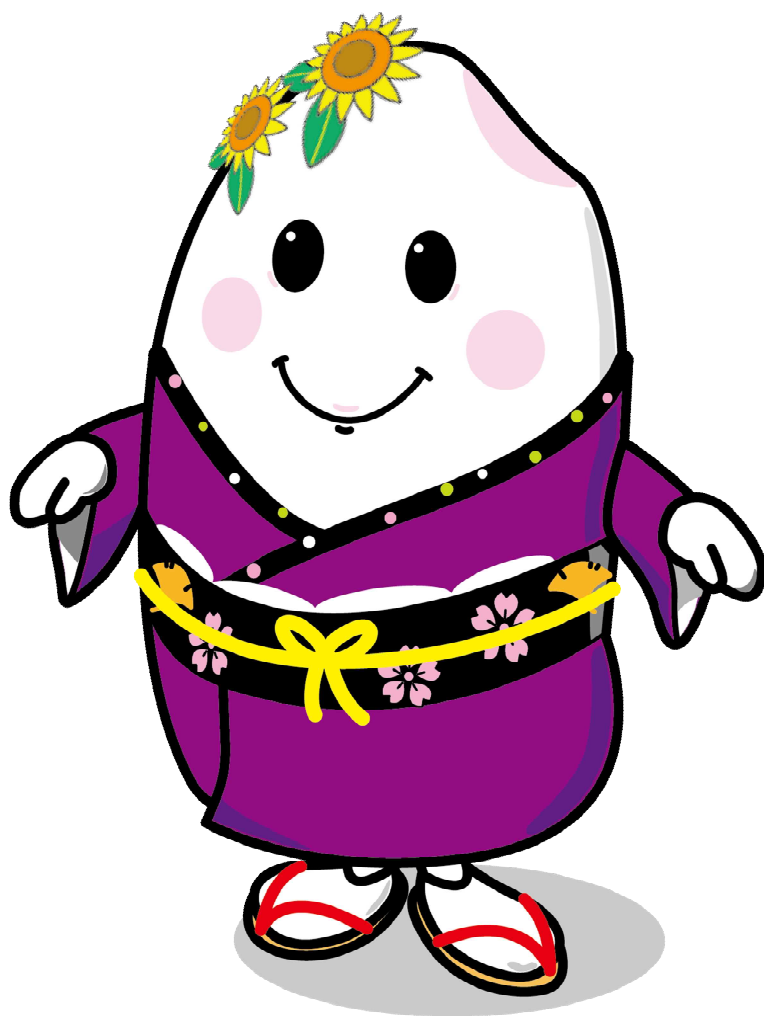


与謝野町

パートナーシップ宣誓制度

利用の手引き



与 謝 野 町



目 次

1	パートナーシップ宣誓を考えている方へ	… 1
2	パートナーシップ宣誓ができる方	… 2
3	パートナーシップ宣誓の流れ	… 3
4	パートナーシップ宣誓に必要な書類	… 6
5	パートナーシップ宣誓後について	… 7
6	協定自治体間連携について	… 9
7	よくある質問 Q&A	… 1 2

1 パートナースhip宣誓を考えている方へ

与謝野町パートナーシップ宣誓制度とは

この制度は、一方又は双方が性的少数者※であるお二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した継続的な関係であることを宣誓し、与謝野町が「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付する制度です。

与謝野町は、お二人の思いを尊重するとともに、お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、自分らしく、いきいきと生活されることを応援する趣旨で、この制度を開始しました。

パートナーシップ宣誓をしたお二人の間に法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、与謝野町として、この制度を導入することにより、町民や事業者の皆さまの間に、性の多様性や性的少数者の方々に関する理解と共感の取組が広まり、お二人が生活の中で抱えておられる困りごとや生きづらさが解消され、社会参加の促進に繋がるよう取り組むものです。

.....
※性的少数者

性的指向（人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの）が必ずしも異性愛ではない人、性自認（性別に関する自己意識のこと）が出生時に割り当てられた性別と異なる人または自身の性を認識していない人と定義しています。

2 パートナーシップ宣誓ができる方

🌀 利用することができる方

パートナーシップ宣誓をするには、以下をすべて満たしている必要があります。

'''
check

- ☐ お一人又はお二人が性的少数者であること
- ☐ お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した継続的な関係であること
- ☐ お二人ともが民法に規定している婚姻適齢（18歳）に達していること
 - ※ 民法の改訂により、2022年4月1日以降は男女ともに婚姻できる年齢は18歳となりました。
- ☐ 少なくともどちらかお一人が与謝野町に住所を有していること
- ☐ お二人ともが、どちらも現に婚姻していないこと
 - ※ これを証明する書類が必要です。
 - ※ 海外で同性婚をしているお二人の場合は宣誓できます。
- ☐ 宣誓をしようとする相手以外とパートナーシップの宣誓等または事実婚の関係にないこと
 - ※ 同様の制度を実施している他の自治体等で、別の方とパートナーシップ宣誓等・登録をしている方は宣誓できません。
 - ※ 宣誓をしようとする相手以外と事実婚（内縁の関係）にある方は宣誓できません。
- ☐ お二人が、民法に規定する婚姻できない関係（近親者など）でないこと
 - （宣誓をしようとする者同士が、養子縁組をしている又はしていた場合を除く）

3 パートナーシップ宣誓の流れ

\ STEP /

01 要件を確認し、必要な書類の準備

- 宣誓することができる方・・・2ページ
- 宣誓時に必要な書類・・・6ページ

\ STEP /

02 宣誓日時の予約（7日前までに来庁の事前予約が必要です）

- 電話、メール又は二次元コードで宣誓を希望する7日前までに予約してください。

☎予約連絡先☎

与謝野町住民税務課人権推進係（加悦庁舎）

電話：0772-43-9020 平日（年末年始除く 8：30～17：15）

メール：juminzeimu@town.yosano.lg.jp

二次元コード：



- 予約の連絡をいただいた後、役場加悦庁舎住民税務課（人権推進係）から「宣誓日時、場所、必要書類等」の調整、確認のために連絡します。
- メールでの予約の際は、「宣誓希望日・時間帯を第3希望まで」「宣誓されるお二人の氏名」「代表の方の日中の連絡先」を記載してください。

\ STEP /

03 事前予約をした宣誓日時に役場加悦庁舎へ来庁

- 必要な書類（6ページ）を持って、予約した日時に指定した場所へ必ずお二人で来庁してください。
 - ※ 来庁が困難な事情がある場合は、予約時にご相談ください。
- 職員が、本人確認、提出していただいた書類の内容に不備がないか、宣誓の対象となる要件を備えているかを確認します。
 - ※ 職員が、提示していただいた書類により、ご本人であることを確認します。顔写真付きの本人確認書類がなくご本人であることの確認ができなかった場合には、確認できなかったご本人（宣誓者）に対して、「パートナーシップの宣誓」をされたことを、宣誓者の住所地に郵送等により通知します。
 - ※ 書類に不備がある場合などは、改めて宣誓日を調整します。
 - ※ 提出された書類や記載内容及び宣誓に係る個人情報厳重に守ります。
- お二人で「パートナーシップ宣誓書（様式第1号）」へ記入し、提出していただきます。

☎手続き場所☎ ※個室対応可

住所 629-2498

京都府与謝郡与謝野町字加悦 4 3 3 番地

与謝野町役場加悦庁舎 1 階 住民税務課（人権推進係）

\ STEP /

04 パートナーシップ宣誓書受領証等を、お二人に交付する

- 宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領書カード」（以下「受領証等」という。）を交付します。
※ 宣誓書受領証は、2 種類のデザインから選べます。
- 書類の不備等がなければ、原則として即日交付します。ただし、パートナーシップ宣誓から受領証等の交付まで、1 時間程度かかる場合があります。

<パートナーシップ宣誓書受領証（A 4 サイズ）表面>

様式第2号（第6条関係）

第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

(氏名又は通称名)

様 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

宣誓日 年 月 日

与謝野町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。
お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、自分らしく、いきいきと生活されることを応援いたします。

令和 年 月 日

与謝野町長

デザインA

様式第2号（第6条関係）

第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

(氏名又は通称名)

様 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

宣誓日 年 月 日

与謝野町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。
お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、自分らしく、いきいきと生活されることを応援いたします。

令和 年 月 日

与謝野町長

デザインB

- パートナーシップ宣誓書受領証（A 4 サイズ）表面は2 種類（デザインA またはB）からお選びいただけます。受領証は宮津天橋高等学校美術部の生徒さんのデザインを使用したものです。

＜パートナーシップ宣誓書受領証（A 4 サイズ）裏面＞

（裏面）

この受領証の提示を受けられた方へ

本町では、町民一人ひとりが互いの人権を尊重し、性に関する偏見や差別に苦しめられることなく、いきいきと自分らしく、その力をいかんなく発揮することができる社会の実現を目指し「与謝野町パートナーシップ制度」を設けています。

この受領証は、お二人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した継続的な関係であると宣誓されたことを、与謝野町が受け止め証するものです。この制度は法的効力を有するものではありませんが、提示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

1 パートナーシップ制度とは
一方または双方が性的少数者であり、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した二人による継続的な関係をいいます。

2 プライバシーの保護について
他人の性自認（自己の性別についての認識）や性的指向（恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）を、本人の許可なく第三者に伝えることを「アウトティング」といい、時に命に関わるような重大な人権侵害にあたります。
本制度利用者のプライバシーの保護については、十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

通称名を使用している場合
以下に、戸籍に記載されている氏名（外国人等にあつては、旅券又は在留カード）に記載されている氏名を記載します。

	宣誓者	宣誓者
通 称 名		
戸籍上の氏名		

○ パートナーシップ宣誓書受領証（A 4 サイズ）裏面のデザインは1種類です。

＜パートナーシップ宣誓書受領証カード（運転免許証サイズ）＞

様式第3号（第6条関係） 第 号  与謝野町パートナーシップ宣誓書受領証カード 与謝野町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。 宣誓日 年 月 日 本人氏名 パートナー氏名 （ 年 月 日生） （ 年 月 日生） 年 月 日 与謝野町長 印	この受領証の提示を受けられた方へ この受領証は、お二人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した継続的な関係であると宣誓されたことを、与謝野町が受け止め証するものです。この制度は法的効力を有するものではありませんが、提示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。 なお、プライバシーの保護については、十分ご配慮くださいますようお願いいたします。 戸籍上の氏名（通称名使用の場合） 本人氏名 パートナー氏名 _____
---	--

（表）

（裏）

○ パートナーシップ宣誓書受領証（運転免許証サイズ）のデザインは1種類です。

4 パートナーシップ宣誓に必要な書類

宣誓には、要件確認とご本人の確認のため、以下の書類が必要です。



（お二人の書類が揃っているかチェックしてください。）

☐ ☐ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・ 3か月以内に発行されたものを、お一人一通ずつ持ってお越しください。
- ・ 宣誓するお二人が同一世帯の場合は、お二人分の情報が記載されたもの1通で構いません。
- ・ 住民票の写しについては、本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）は省略したものをお持ちください。住民票コードやマイナンバーが記載された写しは関係法令上受け取れません。

☐ ☐ 現に婚姻していないことを証明する書類（独身証明書又は戸籍抄本等）

- ・ 3か月以内に発行された独身証明書又は戸籍抄本等を、お一人一通ずつ持ってお越しください。（本籍地の市町村で取得できます。）
- ・ 外国籍の方は、本国が発給している「配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）」及び日本語訳を添付して提出してください。
※宣誓するお二人が海外で同性婚をされている場合は、当該国での結婚に係る証明書を婚姻要件具備証明書等に代えて提出してください。いずれも3か月以内に発行されたものに、日本語訳を添付して提出してください。

☐ ☐ 本人確認書類

- ・ 「氏名」、「住所又は生年月日」を確認できる以下の書類が必要です。
- ・ できるだけ顔写真付きの書類を提示してください。

官公署が発行したご本人の確認書類

（顔写真付き）

マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）

運転免許証、在留カードなど

（顔写真なし）

健康保険証、年金手帳、年金証書など

※「パートナーシップの宣誓」をされたことを、宣誓者の住所地に郵送等により通知します。

☐ ☐ 通称名の記載

性別違和等により通称名の記載を希望する方は、日常生活において通称名を使用していることが分かる書類

（例）社員証、学生証、法人が発行した証明書など

5 パートナーシップ宣誓後について

受領証等の変更、再交付、返還の場合も、来庁される日を7日前までに電話、メール又は二次元コードから予約してください。予約方法については3ページをご覧ください。

いずれの場合も、ご本人を確認できる書類を持ってお越しください。

1 宣誓内容の変更等

宣誓書に記載した内容に変更があったときは、パートナーシップ宣誓書受領証等記載事項変更届（様式第4号）を提出してください。ただし、住所変更のみの場合は、受領証等は発行しません。

- 変更内容
氏名、通称名、住所を変更したとき
- 提出書類
 - ①パートナーシップ宣誓書受領証等記載事項変更届（様式第4号）
 - ②変更内容のわかるもの
 - ・住所変更の場合：住民票の写し
 - ・氏名等変更の場合：戸籍抄本など変更した内容が確認できる書類
 - ・宣誓後に通称名を登録・変更する場合：日常生活において通称名を使用していることが分かる書類（6ページ参照）
 - ③交付済みの受領書等（住所変更のみの場合は不要）
- 必要書類
本人確認書類（6ページ参照）

2 宣誓書受領証等の再交付

紛失、毀損・汚損その他の事情により再交付を希望される場合、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）に基づき再交付します。

※ 紛失以外の理由の場合、交付済みの受領証等を添付してください。

- 提出書類
パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）
- 必要書類
本人確認書類（6ページ参照）

3 宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、宣誓されたお一人又はお二人が、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）を提出し、宣誓書受領証等を返還してください。

- ① パートナーシップを解消したとき
- ② お二人ともが町外に転出したとき
 - ※ 与謝野町と連携協定している自治体に転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除きます。詳しくは9ページを参照してください。
- ③ そのほか宣誓の要件に満たさなくなったとき
- ④ 宣誓が無効となったとき

4 宣誓の無効

次のいずれかに該当することが分かったときは宣誓を無効とします。

- ① 偽り等の行為により受領証等の交付を受けたとき
- ② 受領証等を不正に利用したとき

6 協定自治体間連携について

与謝野町と連携協定を締結している自治体との間で転出入する場合、申告により「転出地自治体への受領証等の返還手続き」及び「現に婚姻していないことを証明する書類（独身証明書又は戸籍抄本）」を省略できます。

なお、連携協定している自治体については、ホームページでご確認ください。

申告に必要な書類

申告には以下の書類が必要です。

- ① パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第7号）
- ② 転出地自治体交付の受領証等
- ③ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - ・ 3か月以内に発行されたものを、お一人一通ずつ持ってお越しください。
 - ・ 宣誓するお二人が同一世帯の場合は、お二人分の情報が記載されたもの1通で構いません。
 - ・ 住民票の写しについては、本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）は省略したものをお持ちください。住民票コードやマイナンバーが記載された写しは関係法令上受け取れません。
- ④ 本人確認書類
 - ・ 「氏名」、「住所又は生年月日」を確認できる以下の書類が必要です。
 - ・ できるだけ顔写真付きの書類（写し）を申告書に添付してください。

官公署が発行したご本人の確認書類

（顔写真付き）

マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）

運転免許証、在留カードなどの写し

（顔写真なし）

健康保険証、年金手帳、年金証書などの写し

1 与謝野町から転出する場合

- 与謝野町から転出し、連携協定をしている自治体においてパートナーシップ宣誓を継続しようとするときは、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第7号）を役場加悦庁舎住民税務課（人権推進係）に提出してください。
- 継続申告書に基づき、転出先の協定自治体でパートナーシップ宣誓をした

ものとみなすことができるよう協定自治体との連絡調整を行います。なお、この場合、与謝野町が交付したパートナーシップ宣誓書受領証等は転入地自治体に提出する必要がありますので、返還する必要はありません。

※ 協定自治体での申告手続きは、各自治体のホームページをご覧ください。なお、転出先自治体での申告日の予約等をご自身で行ってください。

※ 協定自治体以外に転出する場合は、返還手続き（7・8 ページ参照）をお願いします。

2 与謝野町に転入する場合

- 協定自治体から与謝野町へ転入し、転入後も引き続きパートナーシップの宣誓を継続しようとするときは、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第7号）を役場加悦庁舎住民税務課（人権推進係）に提出してください。改めて、与謝野町の宣誓書受領証等を発行します。
- 申告の手続きは、来庁又は郵送にて受け付けます。

<来庁による申告の流れ>

STEP /

01 申告する日を7日前までに予約する（役場加悦庁舎人権推進係）

- 申告を希望する7日前までに予約してください。
- 電話、メール等で予約してください。（※連絡先は3ページの「3パートナーシップ宣誓の手続きの流れ」を参照）
- 予約の連絡をいただいた後、役場加悦庁舎住民税務課（人権推進係）から「宣誓日時、場所、必要書類等」の調整、確認のために連絡します。

STEP /

02 役場加悦庁舎住民税務課（人権推進係）にて、申告書などを提出する。

- 予約の日時に、申告に必要な書類（10 ページ）を持ってお越しください。
- 提出書類に不備等がないか、申告の対象となる要件を備えているかを確認します。

※ お一人でも手続きは可能です。ただし、申告に必要な書類はお二人分お持ちください。

STEP /

03 受領証等を交付します

- 書類の不備等がなければ、即日交付しますが、手続きに1時間程度かかります。
- ※ 書類に不備がある場合は、後日改めて申告していただくことになります。

<郵送による申告も可能>

- 事前に電話又はメール等で、役場加悦庁舎住民税務課（人権推進係）に連絡のうえ、申告に必要な書類（以下の「申告に必要な書類」参照）を郵送してください。
 - ※ 連絡先は3ページ「3 パートナーシップ宣誓の手続きの流れ」を参照。
 - ※ 連絡をいただいた際に、必要書類等の確認をさせていただきます。
 - ※ 郵送による申告の場合は、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。
- 職員が、提出書類に不備がないか、申告の対象となる要件を備えているか等を確認し、与謝野町の受領証等を交付し、郵送します。

✉ 郵送先住所 ✉

住所 629-2498

京都府与謝郡与謝野町字加悦 4 3 3 番地

与謝野町役場住民税務課人権推進係（加悦庁舎）

（パートナーシップ制度担当者） 宛

○ 本人確認書類

- ・「氏名」、「住所又は生年月日」を確認できる以下の書類が必要です。
- ・できるだけ顔写真付きの書類（写し）を申告書に添付してください。

官公署が発行したご本人の確認書類

（顔写真付き）

マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）

運転免許証、在留カードなどの写し

（顔写真なし）

健康保険証、年金手帳、年金証書などの写し

※ 郵送の場合は、「パートナーシップの宣誓継続の申告」をされたことを、宣誓者の住所地に郵送等により通知します。

【申告に係る注意事項】

転入前、転出後の地方公共団体に対し、「申告に係る事項等」を通知することに同意いただけない場合は、申告書の受付ができかねますのでご了承ください。

7 よくある質問 Q&A

Q1. 婚姻とパートナーシップ宣誓制度との違いはなんですか？

A. 婚姻は法律に基づいて行われ、法的な権利・義務が発生します。例えば、相続などの財産上の権利や税法上の扶養など、さまざまな権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、与謝野町独自で行う制度であり、法的効力はありません。この制度は、少なくともどちらかお一人が性的少数者であるカップルが、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓し、そのことを与謝野町が受け止め、証するものです。

Q2. パートナーシップ宣誓制度は同性婚制度とは違いますか？

A. 日本では、現在、同性同士の婚姻はできません。しかし、世界では、同性同士の婚姻が認められている国や地域があります。同性婚は、性別を問わず配偶者として認め、婚姻制度と同様に相続などの財産上の権利や税法上の扶養控除などの権利を得ることができます。パートナーシップ宣誓制度は、与謝野町独自で行う制度であり、法的効力はありません。

Q3. 法律上の効力がないのに、なぜ制度を実施するのですか？

A. 本制度の実施により、お二人のパートナー関係を家族として社会的に認めてほしいというお気持ちやお二人の存在を町が受け止めることにより、日常生活において感じる不安や生きづらさの軽減につながると考えています。

また、多様な性のあり方について社会的理解が進み、誰もが人生のパートナーと安心して自分らしく生活することができ、多様な生き方が尊重される取組が広がることを期待しています。

なお、本制度はカミングアウトを強制するものではなく、お二人の意思に基づいて宣誓を行っていただくものです。

Q4. 宣誓は同性カップルしかできませんか？

A. 宣誓の対象は、戸籍上の同性カップルに限定していません。

例えば、お一人又はお二人がトランスジェンダーである戸籍上の異性カップル※や、バイセクシャルの戸籍上の異性カップルなども、宣誓の要件を満たしていれば、宣誓することができます。

※性的指向が女性（同性愛）のシスジェンダーの女性（生まれた時に割り当てられた性が女性で、性自認が女性）と、性的指向が女性（同性愛）のトランスジェンダーの女性（生まれた時に割り当てられた性が男性で、性自認が女性）のカップル。

Q5. 事実婚でもパートナーシップ宣誓はできますか？

A. お一人またはお二人ともが性的少数者である方を制度の対象としています。双方が性的少数者ではない事実婚の場合は、本制度は利用していただけません。

Q6. 外国籍でも宣誓できますか？

A. 外国籍でも宣誓できます。宣誓する際には、本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）と住民票の写し、本人確認書類の提出が必要です。本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類は、日本語訳を添付してください。

Q7. 海外で同性婚をしますが、宣誓できますか？宣誓できる場合は、書類は何が必要ですか？

A. 海外で同性婚をしているお二人の場合も宣誓できます。

宣誓するお二人が海外で同性婚をされている場合は、当該国での結婚に係る証明書を婚姻要件具備証明書等に代えて提出し、日本語訳を添付してください。他に、住民票の写し、本人確認書類の提出が必要です。

Q8. 宣誓できない「近親者」とは具体的にどのような続柄の人ですか？

A.

○直系血族又は三親等内の傍系血族の間（民法第 734 条）

祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等

○直系姻族の間（民法第 735 条）

子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

Q9. 宣誓しようとするパートナーと養子縁組をしている又はしていましたが、宣誓できますか？

A. 宣誓しようとしているお二人が養子縁組をしている又はしていた場合も宣誓できます。

Q10. 同居していないと宣誓できませんか？

A. 必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お互いを人生のパートナーとし、日常生活について相互に協力し合うことを約束した継続的な関係であることが必要です。

Q11. 与謝野町民でないと宣誓できませんか？

A. 宣誓時に、少なくともどちらかお一人が与謝野町民である必要があります。

Q12. 受領証等に通称名を記載できますか？

A. 外国籍の人、性別違和等で特に理由がある場合は、通称名を記載することができます。受領証等が手続き上の書類として使用されることを考慮し、通称名を使用する場合は、それぞれの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

通称名の記載を希望する場合は、日常生活において、その通称名を使用していることが確認できる書類を持って、お越しください。

※社員証、学生証、法人が発行した証明書など

Q13. 宣誓は代理や郵送でできますか？

A. 代理や郵送による宣誓はできません。職員立ち合いのもと、本人確認のうえ宣誓する必要があります。ただし、病気等の理由でやむを得ずお二人での来庁が難しい場合は、ご相談ください。

なお、与謝野町と連携協定をしてる自治体から与謝野町へ転入し、引き続きパートナーシップ宣誓書受領証等の交付を希望する場合は、郵送による手続きが可能です。（※詳しくは、9ページ「6 協定自治体間連携について」をご覧ください）

Q14. 郵送による申告も、なぜ事前に連絡が必要なんですか？

A. 書類の不備等が生じないように、事前に必要書類等の調整、確認をさせていただくことで、手続きをスムーズに行えると考えています。

Q15. 自署できない場合は、代筆してもらうことはできますか？

A. 代筆は可能です。個別の事情に応じて、ご本人に意思を確認したうえで職員が代筆するなど柔軟に対応します。

Q16. 宣誓に費用はかかりますか？

A. パートナーシップ宣誓書等受領証の発行に費用はかかりません。ただし、宣誓に必要な書類の発行手数料は自己負担となります。

Q17. 受領証等の有効期限はありますか？

A. 受領証等は返還が必要にならない限り有効です。

Q18. 宣誓はどこで行いますか？

A. 宣誓は、役場加悦庁舎で行うことを基本としますが、諸事情がある場合は、本庁舎、野田川庁舎でも対応しますので、ご相談ください。

Q19. 宣誓の際にプライバシーは守られますか？

A. 宣誓の際はプライバシーに配慮し、原則個別で行い、役場職員のみが立ち合います。提出された書類や記載されている個人情報厳守し、ご本人の同意なく外部に提供することは絶対にありません。

Q20. 成りすましなど、悪用されませんか？

A. 宣誓を受け付ける際に、住民票や本人確認書類で確認します。顔写真付き証明書で確認できない場合は、宣誓されたことのお知らせを通知し、成りすまし等を防止します。宣誓が無効であると判明した場合は、受領証等を返還していただきます。

**与謝野町パートナーシップ宣誓制度利用の手引き
第 1 版**

令和 6（2024）年 1 2 月 1 6 日発行

与謝野町住民税務課人権推進係

〒 6 2 9－2 4 9 8

京都府与謝郡与謝野町字加悦 4 3 3 番地（加悦庁舎）

TEL：0 7 7 2－4 3－9 0 2 0

FAX：0 7 7 2－4 2－0 5 2 8

E-mail：juminzeimu@town.yosano.lg.jp